

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年9月3日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	茨城県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/joho/it/mynumber/dokuzi/dokuziriyouzimu.html

執行機関名 茨城県知事

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	私立の高等学校等に在学する生徒又は学生(高等学校等を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者に限る。)の教育に係る経済的負担を軽減するための支援金(授業料に係るものに限る。)の支給に関する事務(高等学校等就学支援金の支給に関する法律によるものを除く。)であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	91	
③ 番号法別表第2の項	113	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表第1 第1の項 私立の高等学校等に在学する生徒又は学生(高等学校等を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者に限る。)の教育に係る経済的負担を軽減するための支援金(授業料に係るものに限る。)の支給に関する事務(高等学校等就学支援金の支給に関する法律によるものを除く。)であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号) 第1条	茨城県私立高等学校等学び直し支援金事務処理要領第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	茨城県私立高等学校等学び直し支援金事務処理要領第1条 この要領は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第2条に規定する高等学校等(以下「高等学校等」という。)を中途退学した後、再び高等学校等のうち県内の私立高等学校等(以下「私立高等学校等」という。)で学び直す者に対して、私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として支給する茨城県私立高等学校等学び直し支援金の受給資格認定等にかかる事務手続き等に関し、平成30年度茨城県私立高等学校等学び直し支援金交付要項(以下「交付要項」という。)第3条の規定に基づき、必要な事項を定める。
⑦ 独自利用事務の関連規範		茨城県私立高等学校等学び直し支援金交付要項 茨城県私立高等学校等学び直し支援金事務処理要領